

未来を拓く新しい大学設立プロジェクト
旭学園基金 武雄キャンパス（仮称）整備資金 募金要項

2024年4月1日現在

ご挨拶

平素より学校法人旭学園に対し、温かいご支援ご協力を賜り、心より感謝申し上げます。

学校法人旭学園は、2027年に130周年を迎えます。それに先駆け、本学園は2026年春の開学を目指し、佐賀県武雄市に「武雄アジア大学」を新設します。

佐賀県は全国の中で最も大学が少ない県のひとつであり、大学進学率も低く、子どもたちが夢を実現できる学びの選択肢を増やすことが強く求められています。

また、大学の設置は、定住人口の増加による街の活性化や産業の振興とともに、大学の知見を活かした生涯学習の推進に大きく貢献します。

時代に対応した学びの新しい価値の創造への挑戦に、みなさまのご理解とご支援をお願いします。

募金の名称

旭学園基金 武雄キャンパス（仮称）整備資金

募金の目的

武雄キャンパス（仮称）における教育研究の質向上及び施設設備等教育研究環境の充実のため

寄付金は、主に以下の用途に活用されます。

- 1 キャンパスの整備と設備の充実
- 2 優れた教授陣の確保と育成
- 3 奨学金制度の充実と学生支援プログラムの開発
- 4 先端的な研究プロジェクトの推進
- 5 地域との連携・貢献活動の拡充

※武雄アジア大学（仮称・設置構想中）の設置が認可されない場合には、受納した寄付金は、学校法人旭学園の創設130周年事業及び既設の学校の校地、校舎その他付属設備の整備又は教育研究に要する経費に充当させていただきます。

募金目標額

10億円

募金期間

2023（令和5）年9月1日から募集を開始し、永続的な事業として随時寄付をお受けいたします。

募金額

個人の場合 一口 1万円から
法人の場合 一口の金額は定めていません

寄付の方法

■個人の場合■

以下の①又は②のいずれかの方法により申し込みをお願いします。

- ① 「寄付申込書」（別紙）に必要事項を記入し、法人本部財務課宛（末尾の「問合せ先」）にメール、郵送又はFAXのいずれかの方法でお送りください。「寄付申込書」のご提出がない場合は、寄付者の確認が困難になり、領収書等をお届けできないことがございます。「寄付申込書」受付後、「振込用紙」等の関係書類をお送りします。
- ② 旭学園ウェブサイト内「旭学園基金」の「寄付金申込フォーム」（末尾の「問合せ先」にあるQRコード又はURLから読み込み）に必要事項を入力しお申し込みください。

■法人の場合■

企業等法人様からのご寄付については、事前に、法人本部財務課（末尾の「問合せ先」）にお問い合わせください。お手続き等についてご案内させていただきます。

謝意・特典

ご寄付をいただいた皆様には、心より感謝申し上げますとともに、以下のような形で顕彰させていただきます。（今後募金の状況により、顕彰内容等を変更させていただく場合がございます。）

1 ご芳名の発表

寄付をいただいた全ての方のお名前と寄付金額を、広報誌・ホームページ等に掲載させていただきます（ご希望により掲載しないことも選択できます）。

2 銘板への掲載

ご寄付の累計が以下の要件を満たした方につきましては、学校法人旭学園内に設置する銘板へお名前を掲載させていただきます（ご希望により掲載しないことも選択できます）。

個人・卒業生団体・・・10万円以上

法人・・・100万円以上

3 図書館のご利用

100万円以上のご寄付をいただいた方には、寄付日から10年間無料で学校法人旭学園が運営する図書館（武雄アジア大学（仮称・設置構想中）、佐賀女子短期大学）をご利用いただける「図書館特別館友会員」カードを発行いたします。

4 特別顕彰

1,000万円以上のご寄付をいただいた方には、学校法人旭学園理事長より感謝状の贈呈とともに、特別顕彰をさせていただきます。

税制上の優遇措置

旭学園基金は、以下のとおり税制上の優遇措置が受けられます。

■個人の場合■

1 所得税法上の寄付金控除

寄付者個人の選択により、①所得金額からの寄付金控除、又は②所得税額の控除のどちらかの適用を受けることができます。

①所得控除制度	寄付金額から2千円を差し引いた金額を所得金額から控除できます。所得控除を行った後に税率をかけるため、所得税率が高い高所得者の方が、減税効果が高くなります。 $(\text{所得金額} - \text{所得控除対象額} (\text{寄付金額} - 2 \text{千円})) \times \text{税率} = \text{税額}$ ※寄付金額は、総所得額等の40%が限度
②税額控除制度	寄付金額から2千円を引いた額の40%が税額控除の対象額となります。税率に関係なく、税額から直接控除するため、小口の寄付に減税効果が高くなります。 $\text{税額} - \text{税額控除対象額} (\text{寄付金額} - 2,000 \text{円}) \times 40\%$ ※寄付金額は、総所得金額等の40%が限度 ※税額控除額は、所得金額の25%が限度

ご寄付いただいた翌年に所轄税務署で確定申告を行ってください。

確定申告の際には以下の書類が必要となります。「寄付金領収書」及び「各証明書(写)」は、本法人への入金を確認でき次第、お送りいたします。

①所得控除の場合	「寄付金領収証」と「特定公益増進法人証明書（写）」
②税額控除の場合	「寄付金領収証」と「税額控除に係る証明書（写）」

年間に複数回ご寄付いただいた場合、その都度の「寄付金領収証」が必要ですが、「各証明書（写）」は初回にお送りする1枚のみで申告可能です。

確定申告書は、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」での作成をお勧めします。確定申告についてのご相談は、所轄税務署へお問い合わせください。

2 住民税の寄付金税額控除

学校法人旭学園への寄付金を税額控除の対象として条例で指定している都道府県・市区町村にお住まいの方は、以下の計算式に基づき、ご寄付いただいた翌年の個人住民税から控除の適用を受けることができます。

住民税の税額控除は、所得税の確定申告をすることにより適用を受けることができます。確定申告をせずに住民税の寄付金控除のみを受ける場合は、自治体に申告してください。

都道府県が指定した寄付金： $(\text{寄付金額} \times -2,000 \text{円}) \times 4\%$ に相当する額

市区町村が指定した寄付金： $(\text{寄付金額} \times -2,000 \text{円}) \times 6\%$ に相当する額

※総所得金額等の30%を限度とする。

未定の地方公共団体もありますので、お住まいの市区町村の税務担当部署へお問合せください。

■法人の場合■

法人税に関する控除

法人の皆様からの寄付金は、一般の「寄付金」とは別枠で当該事業年度の「損金」の額に算入されます。

損金算入に当たっては、①特定寄付金（寄付金を一定の限度額まで損金に算入できる）と②受配者指定寄付金（寄付金の全額を損金に算入できる）があります。

寄付を検討される際は、事前に、法人本部財務課までご相談ください。

個人情報取扱

寄付によりご提供いただいた個人情報は、厳正な管理を行うとともに、旭学園基金に関する事務処理及び連絡並びに本法人からの各種案内等の発送のみに利用し、他の用途には利用いたしません。

お問い合わせ

ご質問や寄付に関するお問い合わせは、以下の連絡先までお気軽にお寄せください。

学校法人旭学園 法人本部財務課 寄付金担当
〒840-8550 佐賀県佐賀市本庄町大字本庄 1313 番地
TEL 0952-25-6661 FAX 0952-25-6663
E-mail kifu@asahigakuen.ac.jp

旭学園基金
<https://www.asahigakuen.ac.jp/asahigakuen/index.html>

